

## 広島市と株式会社福屋との包括提携協定書

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年9月3日

広島市(以下「甲」という。)と株式会社福屋(以下「乙」という。)は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図るため、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

### (連携事項等)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 特産品の販売促進に関すること
- (2) 市政情報の発信及び観光情報の発信に関すること
- (3) 広島駅周辺地区のまちづくりに関すること
- (4) 平和の発信に関すること
- (5) 環境保全・環境活動の支援に関すること
- (6) 教育・文化の推進に関すること
- (7) 子育て支援に関すること
- (8) 高齢者・障害者支援に関すること
- (9) 災害対策、防災・防犯に関すること
- (10) その他、市民サービスの向上及び地域の活性化に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

### (協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### (期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

### (疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲：広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市  
広島市長

松井一貴

乙：広島市中区胡町6番26号  
株式会社福屋  
代表取締役社長

山下洋角